

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

住民の福祉の増進は、行財政運営の1つと捉え、社会保障施策の充実を図っていきます。

- ②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

【回答】

現在のところ予定はありません。

- ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

滞納整理機構への移管は、原則として個人住民税に滞納があり、他の市税と併せた滞納本税額が高額な案件を対象としており、対象者の納税資力について事前に調査し、納税資力はあるが納税交渉に応じないあるいは誓約をしても履行されない方を対象としております。

滞納整理機構では、このような案件について、集中して交渉を行うことにより、効果的な滞納処分が期待できることから、引き続き困難案件については移管を予定しております。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

- ①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【回答】

地震などの災害発生時においても住民サービスが提供できるような体制にしています。

- ②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【回答】

国・県の防災計画の見直しに沿った現計画の見直しを行い、市の対策を策定していきます。

- ③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【回答】

小中学校などの耐震化は終了し、また食料・水などの備蓄は計画的に進めています。防災拠点についても耐震化しています。個人宅については、昭和56年以前の木造住宅に対し、耐震診断と改修の補助を行っています。

- ④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【回答】

バリアフリー用の仮設トイレを備蓄するなどバリアフリー化を進めています。

- ⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【回答】

市内の、図書館などを福祉避難所に指定しました。

- ⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【回答】

現在、近隣市町に災害拠点病院が2箇所あり、市内には救急対応の病院も3箇所あるため充足しています。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【回答】

防災マップの見直し予定で進めています。

⑧防災教育を徹底してください。

【回答】

防災に関する講演会を開催するなど啓発に努めています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【回答】

実績等から推計した給付見込額に対して、必要な保険料を算定します。また、法令にのっとり保険料段階を設置します。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

介護保険料第1段階で被保護者を除いた者(老齢福祉年金受給者等)の保険料の減免を継続実施します。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

法施行時の訪問介護利用者及び障害者ホームヘルプサービス利用者のサービス利用料について、市独自減免(1/2 減免)を継続実施します。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【回答】

事業の実施については、市の判断となります。第5期事業計画を検討していくなかで、判断をする予定です。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

本年度に特別養護老人ホームが1箇所(50床)開所しました。また、地域密着型小規模特別養護老人ホーム(29床)について、現在整備中です。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】

中学校区毎に設置しています。現在のところ直営に変える予定はありません。委託費については、事業を委託するために必要な経費として、毎年見直しをしております。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

国の動向を注視していきます。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

一人暮らし高齢者、高齢夫婦などへの生活支援については、地域包括支援センターや地区の民生委員等と連携・協力をしながら必要な方に必要な支援が受けられるよう施策の実施を進めています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】

市内巡回路線バス(くるりんばす)は、現在、市民のニーズにあった、利用しやすい路線を目指し、8路線運行しております。1乗車100円(一部路線は200円)ですが、65歳以上の高齢者には、1か月1,000円の定期乗車券を発行しており、また、介護認定者(要支援以上)や障害者(各種手帳の交付を受けている方)については、付き添いの方1名を含み、乗車運賃を無料にしています。(これらの方の中で希望される方には無料パスの発行もしています。)

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

閉じこもりを予防するため会食方式によりコミュニティサロン事業(週1回)を実施しております。地域のボランティアが実施している「ふれあいいいききサロン」等へ転倒予防のため講師等を派遣しております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

現在、介護保険制度及び市の独自制度により、住宅のバリアフリー改修に対して給付等を行っています。
また、高齢者専用賃貸住宅や高齢者円滑入居賃貸住宅等の普及を進めていきたいと考えています。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスについては、毎日実施できるよう現状維持に努め、対応しております。また、利用者の安否を確認するうえでも重要と考え、利用者の状況に応じて、実施を進めています。

会食方式の実施については、引き続き、地域の福祉会館において、コミュニティサロンを週1回実施しています。

(3)障がい者控除の認定について

- ★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

要介護状態となる恐れの高い要支援2以上の方で、かつ、主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、または、障害高齢者の日常生活自立度がA以上と判定された方を障害者控除対象者認定書の交付対象としています。

- ★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

障害者控除対象者認定書の交付対象者の方に、認定書を発行し、個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

ひとり暮らし、寝たきり・認知症高齢者の非課税世帯への対応を継続していきます。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【回答】

現在、資格証明書の発行はありません。短期保険証は接触の機会を確保するために発行しています。納付相談による生活実態の把握により収納対策を行っています。

3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【回答】

中学校卒業までの現物給付(窓口無料)を実施しており、18歳年度末までの制度拡大は考えておりません。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】

平成21年度から産前14回とし、平成22年度は、子宮がん検診の追加や検査項目の調整を行い、平成23年度は、HTLV-1、クラミジアを追加し、該当項目について無料となるよう実施しています。回数の継続的な確保に努力しています。
産後健診については、現在のところ実施する予定はありません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【回答】

本市では、21年度より生活保護基準額の1.5倍未満の世帯を対象にしております。また、申請は学校と市役所学校教育課の窓口での受け付けを行っております。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】

現在のところ考えておりません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

現在、県単位など広域化を含めた医療制度改革が検討されているところであり、その動向を見ながら対応してまいります。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

一般会計からの繰り入れの増額は現在のところ考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現在のところ考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

現在のところ考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現在のところ考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

現在、資格証明書の発行は行っていません。
義務教育修了前のお子さんの保険証はすべて簡易書留で郵送しており、未交付とならないよう努めています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

現在のところ行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

短期被保険者証の発行により接触の機会を多く持ち、生活実態の把握に努めるとともに納付相談や減免制度の案内を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

収納課と連携を図りながら滞納者への生活実態の把握に努め、給付資格がない方には個々の現状を踏まえながら対応してまいります。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.15倍から1.3倍以下を対象とし、周知としては市のホームページや窓口でのチラシなどで行っております。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】

自立支援医療の自己負担(利用料)は障害者自立支援法等の規定に準じています。自立支援医療受給者のうち身体障害者手帳1～3級所持者及び精神通院につきましては、本市の福祉医療制度の対象となり、医療費自己負担は無料となります。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

【回答】

法令に基づく利用料の負担をお願いしていきます。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

【回答】

法令に準じた利用料の負担をお願いしていきます。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【回答】

補足給付制度もあり、基本的には、個人が自己負担すべきものと考えています。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【回答】

法令に基づく支給決定を実施していきます。なお、移動支援における「社会生活上必要不可欠な外出」は、必要時間数を支給しています。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【回答】

第3期障害福祉計画の策定にあたって、サービス利用者等を対象としたアンケートを実施し、市民意見の反映に努めていきます。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【回答】

障害者基本法(昭和45年法律第84号)第34条第4項の規定に基づく障害者施策推進協議会を設置している。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【回答】

現在のところ制定する予定はありません。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【回答】

特定健診につきましては、本市国保及び後期高齢者医療加入者は、必須項目を年1回無料で受診できます。また、今年度は受託医療機関での個別健診による方法に加え集団健診を1回行います。

がん検診は、職場等で受診する機会がある方を除いて、集団か個別方式で年1回の受診を勧めています。また、歯周疾患検診は、国の基準を拡大して、30歳から75歳までの5歳階級で、通年で個別方式での年1回の受診を勧奨しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

30代の健診を集団方式で、自己負担700円を実施しています。また、結果説明会で、個別相談と栄養、運動面の指導を教室方式で実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【回答】

実施しています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

高齢者用肺炎球菌については平成19年より実施しています。水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、現在のところ実施する予定は、ありません。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

窓口にて保護申請を妨害する行為等は、行っておりません。また、調査の実施及び会計処理上の期間が必要である旨は、保護申請時に説明しご了承を得ております。なお、保護開始までの間は緊急小口資金又は臨時特例つなぎ資金を活用することとしております。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【回答】

保護申請については、自家用車の所有を含め、申請者の状況を詳細に聞き取り審査しており、画一的に申請を認めないといった取り扱いはしておりません。

③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】

当市は、国基準による現業員数が1名となるため、正規職員の他業務の兼務による複数で担当という形で保護の実施を行っております。
なお、本年より就労支援員として臨時職員を雇用し、就労支援の強化に努めています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税率の引き上げは行わないでください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。
- ⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

以上